

## 東日本大震災における住宅再建・復興まちづくりの加速化と司法書士

### I 用地取得の抜本改革（用地取得加速化プログラムの策定等）

- 最優先の課題である住宅再建・復興まちづくりの加速化措置を5次にわたり講じた。
- 中でも、大きな課題が用地の確保。所有者不明等の土地が多く存在。
- 権利者調査の迅速化、財産管理制度の積極活用・手続期間の大幅な短縮、市町村の用地事務支援など、これまでにない改革を実施し、用地取得率は飛躍的に向上（防集事業ではH25.9の48%からH26.9には89%に）。
- これらの加速化措置に関して、日本司法書士会連合会（日司連）、司法書士会、司法書士の方々は大きな役割。

### II 権利者調査等の外注促進

- 相続登記がなされていない土地などの権利者調査に多くの時間がかかる。
- 委託費用に復興交付金を充てることができる旨を周知し、権利者調査の外注を促進。
- 司法書士や補償コンサルタントへの委託が進み、権利者調査に要する期間が短縮（防集事業実施26市町村のうち24市町村で外部委託を実施）。
- 用地取得の段階にステージが進み、市町村が買収した後の登記業務の外注も促進。
- 更に昨年、戸籍謄本等の請求について、日司連の要望を受けて法務省と協議、職務上請求も可能と整理（その際の手数料は復興交付金等で充当できる旨も併せて整理）。

### III 財産管理制度の活用

- 財産管理制度について、手続に全体で半年以上かかると自治体が懸念していたものを、裁判所の審理は最短3週間程度で可能に。
- 選任申立における申立地や提出書類も柔軟化（従来の住所地ではなく不動産の所在地で可、買取不動産のみを記載した財産目録で可）。
- 財産管理人の候補者が不足するという懸念に対して、日司連、日弁連の協力を得て、司法書士271名、弁護士317名の計588名の候補者を確保。
- 財産管理制度の活用が大いに進んだ（選任194件、権限外行為許可113件（H27.3まで））。

### IV 市町村の用地事務支援

- 市町村では、土地に関する専門的知識を有する人材が不足。
- 日司連の協力の下、司法書士を復興庁で採用し、市町村に駐在させる取組を開始。
- これまでに8市町村に9名駐在。現在も、市町村から追加の要望があり、募集中。
- H26年2月に関係省庁からなる「用地加速化支援隊」を創設し、市町村の個別具体の事案を解決。司法書士会等とも連携。15市町村に延べ112回訪問（H27.12まで）

### V 災害公営入居に際しての保証人の問題

- 昨年、日司連から要望。一部の自治体では、通常の公営住宅と同様に、例外なく入居者に保証人を求めているため、身寄りを亡くされ保証人を見つけられず災害公営住宅への入居が妨げられている例がある。
- 復興庁・国交省と協議、保証人の免除など特段の配慮を強く求める通知が発出され、改善がなされた。

# 東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりの加速化と司法書士

◎「用地取得加速化プログラム」(平成25年10月)を復興大臣主催の住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォースで策定

## 権利者調査

- 復興庁等が権利者調査の司法書士、補償コンサルタントへの外注を促進(防集事業等の委託費について、復興交付金等を充てることができる旨を周知)
- ⇒民法、戸籍法、不動産登記法等民事関係法令や権利者調査の実務に精通した司法書士への権利者調査の外注により地方公共団体の事務負担の軽減及び調査の加速化

## 財産管理制度の活用

財産管理人の選任手続(※)

(通常) 1か月  
⇒ 1~2週間程度

土地の売買  
(権限外行為)の許可手続(※)

(通常) 3週間  
⇒ 1週間程度

財産管理人と売買契約  
用地取得

- 法務省から日司連に依頼し財産管理人の候補者として司法書士の候補者271名を確保(弁護士候補者317名と合わせて、588名の候補者を確保)
- ⇒地方公共団体が候補者を探す手間を不要に

- 選任申立における申立地や提出書類の柔軟化(※)
  - ・従来の住所地ではなく、不動産の所在地の家庭裁判所で申立て
  - ・買取不動産のみを記載した財産目録の提出
- (※)は裁判所の取組

## 自治体の負担軽減(司法書士の活用)

- 関係省庁職員等からなる実務支援チームにより市町村をきめ細かく支援

## 権利者調査

- 法務省が戸籍謄本等の請求について、職務上請求の活用も可能と整理(防集事業等)について、当該戸籍謄本等の請求にかかる手数料を復興交付金等で充当することも可)

## 用地加速化支援隊

- 復興庁が用地取得等に困難な課題を抱える市町村の個別具体の事案の解決を支援するため、平成26年2月に関係省庁からなる「用地加速化支援隊」を創設
- 復興庁、法務局、地方整備局が司法書士等関係機関と連携(※)して支援(※)自治体に対する用地実務研修の実施、権利者調査等の外注調整(これまで15市町に述べ112回訪問(平成27年12月現在))
- ⇒行政手続、司法手続、民間の実務など、多様な専門的知識を活用して課題を解決

## 平成26年2月創設

- 復興庁が用地取得等に困難な課題を抱える市町村の個別具体の事案の解決を支援するため、平成26年2月に関係省庁からなる「用地加速化支援隊」を創設

## 復興庁による司法書士の活用

- 平成26年1月募集開始、同年5月以降採用
- 日本司法書士会連合会の協力の下、司法書士を復興庁で採用し、被災市町村に駐在させる取組を実施(これまでに8市町に9名が駐在)
- ⇒専門知識を有するマンパワーの確保